



税源移譲に伴い 平成19年度から町県民税が変わります!

各地方自治体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うためにすすめられてきた三位一体改革。地方自治体が自主的な財源を確保するため国の「所得税」から地方の「住民税(町県民税)」へと3兆円規模の税源移譲が行われます。税源移譲に伴い、平成19年度から町県民税が大きく変わります。

Q どう変わるの?

A 町県民税の所得割の税率が現在の3段階(5%・10%・13%)から一律10%(町6%・県4%)に統一されます。

これに伴い、所得税の税率も現在の4段階から6段階に細分化されます。

Q いつから変わるの?

A 町県民税は平成19年度から、所得税は平成19年分から変わります。

例えば、会社員の方で、

毎月の給料から税金を天引きされている方は、所得税の減少は平成19年1月の給料から、町県民税の増加は平成19年6月の給料から、それぞれ実施されます。その他の方については、下の表をご参照ください。

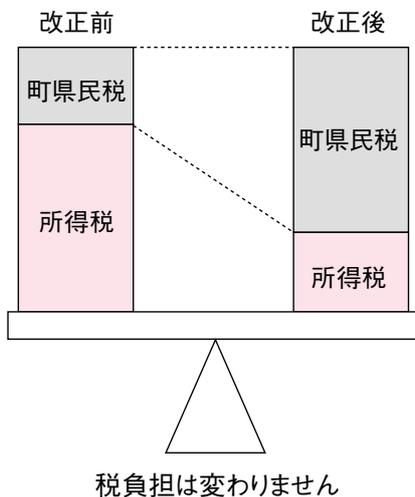
Q 負担はどうなるの?

A 改正の前後で税負担は変わりません。

この改正は、税源を国から地方に移すことを目的としていますので、移譲の前後で所得税と町県民税を合わせたときの納税者の負担は、変わらないようになっていきます。

ただし、その他の改正や個人の収入の増減により、実際の税負担は増減します。その他の改正については次のとおりです。

	町県民税	所得税
給与所得者の場合	平成19年6月納付分から	平成19年1月の源泉徴収分から
年金受給者の場合	平成19年6月納付分から	平成19年1月以降の源泉徴収分から
自営業者等の場合	平成19年6月納付分から	平成19年分の所得から(平成20年3月確定申告分)



定率減税の廃止

平成18年度町県民税所得割額の定率減税は7.5%(上限2万円)ですが、平成19年度以降は廃止されます。また、所得税の定率減税も、平成18年分は10%(上限12万5,000円)に半減し、平成19年分以降廃止されます。

高齢者非課税措置の段階的廃止

平成17年1月1日現在65歳以上の方は、合計所得金額が125万円以下であれば町県民税は非課税とされてきましたが、平成18年度は町県民税の3分の1が、平成19年度は3分の2が課税され、平成20年度以降は全額課税されます。

問い合わせ

役場税務課町県民税係 ☎ 985-4110

